

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	旧区分を一部でも技術分野が重なる新区分とみなす(1の旧区分が最大5の新区分となり得る)と、登録を受けている旧区分数の少ない調査機関(登録調査機関又は特定登録調査機関)は新区分に含まれる新しい技術分野の業務を強いられるおそれがあります。全区分に限らず参入を認める制度趣旨に照らし、次の更新まで(施行から3年程度)旧区分のまま従前の例によること困難か、特例法第1条の趣旨を図るには新区分へ一律の移行が必要か、再検討が望ましいと思料します。	登録調査機関は、ある区分に登録されているとしても、実際にその区分で調査業務を行うとは限りません。調査業務を希望する場合は、その区分の登録を受けた上で、調査業務の公募に応募し、受注する必要があります。実際、登録調査機関の中には、区分に登録されているもののその区分の調査業務を行わない機関もあります。したがって、登録調査機関は、希望する区分においてのみ、業務を実施することができます。	個人
2	経過措置案に従うとしても、旧区分による申請(特に登録調査機関の新規登録申請)について新区分の一部削除(申請の一部取下げ)や、施行前でも新区分による申請を認めるべきであります。また、施行の際現に存する登録では、旧区分に含まれない新区分の技術分野について、次のような考慮が必要と思料します。 ●業務を行わなくてもよい正当な理由となるか(特例法第38条又は第39条の6) ●業務を行う場合の適正な監督(特例法第39条又は第39条の9及び第39条の11) ●調査機関が新区分の業務廃止を望む場合(特例法第39条で準用する第23条又は第39条の8)。例えば、改正案の概要の図1で、旧区分2の登録から新区分3のみ廃止する際、施行前でも新区分による申請又は届出を認めるか。		個人
3	特例法施行規則第58条又は第60条の5の業務規程が新区分に移行される措置がなく、登録調査機関で旧区分に含まれない技術分野は業務規程に於いて違法な業務(特例法第39条で準用する第30条第3号)になり、旧区分数の少ない機関は規程変更の認可を受けるまで新区分の発注に応募困難となる懸念があります。	今般の省令改正の施行日以降において違法な業務とならないように対応を検討いたします。	個人
4	省令案の附則第3項の表下欄において、「登録調査機関」は「特定登録調査機関」とすべきように思われます。	ご意見を踏まえ、附則第3項の表下欄について、「登録調査機関」を「特定登録調査機関」に修正いたします。	個人
5	省令案の附則第2項及び第3項で、省令において政令の特例を定めた旨を明示するのは適当でないと思料します。各項の前段は施行日付けの登録とみなすものではなく、後段も登録の有効期間(更新期限)を実質的に変更しないことから、例えば、「次の表の上欄に掲げる区分の登録又はその更新を受けている者は、それぞれ同表の中欄に掲げる区分について、同表の下欄に掲げる期間の登録又はその更新を受けた者とみなし、」のようにして、「令第2条の規定にかかわらず」を回避することも考えられます。	省令改正に伴い、新区分の中に有効期間が異なる複数の旧区分の技術分野が含まれる場合、新区分の有効期間として、どの旧区分の有効期間を採用するのかを定める必要があります。そして、新区分の有効期間として、有効期間が最も長い旧区分以外の旧区分の有効期間を採用すると、不利益処分となるため、有効期間が最も長い旧区分の有効期間を採用する必要があります。一方、特例法施行令においては、有効期間が3年と規定されているところ、新区分の有効期間として、有効期間の長い方の旧区分の有効期間を採用すると、いくつかの新区分において有効期間が3年を超えるため、「～の規定にかかわらず」と明記しました。なお、例えば、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」においても、同様の表現が用いられています。	個人
6	附則第2項及び第3項で旧区分を新区分とみなすに際し、疑念を避けるため、新区分は旧区分の範囲内と明確にすべく、例えば「同表の中欄に掲げる区分(同表の上欄に掲げる区分のうち登録を受けている区分の技術分野に限る)」のような注釈が必要と思料します。 例えば改正概要の図1の旧区分3(技術分野D、E)のみ登録を受けている調査機関の業務範囲が新区分1、3全体(技術分野A、Cを含む)まで拡張されると、少なくとも旧区分1の登録を受けた効果が生じ、申請を経なくても登録免許税が課せられるおそれがありますから、調査機関の意思で新区分1、3の登録を申請しない限り、業務が拡張されないようにすべきと思料します。 経過措置案は、技術分野に差異がない場合(例えば先行技術調査に関する全39区分の登録を受けている調査機関や、旧区分と新区分が1対1で対応する場合等)に支障なくとも、技術分野に差異がある場合は、新区分が旧区分の範囲内か、旧区分を超えて拡張するのかが明らかではありません。登録免許税につき法律政令に特段の規定ないことから、新区分全体に拡張するのは適当でないおそれがあります。	登録調査機関は、区分単位で登録を行っており、技術分野単位での登録は行っていません。そのため、今般の省令改正における経過措置において、登録調査機関は、附則第2項及び第3項の表の上欄に掲げる旧区分に登録されている場合、同表の中欄に掲げる新区分に登録されているとみなされ、ご指摘のような登録を受けている旧区分の技術分野に限るという扱いはありません。なお、登録免許税の取り扱いにつきましては、引き続き検討してまいります。	個人
7	附則第3項の表で、八(アミューズメント)について2箇所の「別表第二の上欄」は、「別表第三の上欄」の誤記と思料します。	御意見を踏まえ、附則第3項の表の八(アミューズメント)について、「別表第二の上欄」を「別表第三の上欄」に修正いたします。	個人
8	省令案は、登録調査機関の登録区分の改正についての記述はありますが、先行技術文献調査業務を行っている調査業務実施者、調査業務指導者についての登録区分の改正についての記述がありません。 先行技術文献調査業務を行っている調査業務実施者、調査業務指導者についての登録区分の改正についてはどのように行われるのでしょうか。	特例法では、10名以上の調査業務実施者を各登録区分に置くことを登録調査機関に求めており、調査業務実施者についての登録区分は規定しておりません。また、特例法には、調査業務指導者の規定はありません。	団体
9	○登録区分改正に伴う調査業務実施者資格の措置について 省令案では、登録区分改正に伴う登録調査機関/特定登録調査機関の登録又は更新における経過措置が規定されていますが、登録区分改正に伴い、現在、調査業務実施者が保有する区分資格に対してはどのような措置がなされるのでしょうか。		団体
10	○登録区分改正後における先行技術文献調査業務の受注について 登録調査機関が先行技術文献調査業務を受注する際には、各区分における技術分野毎に発注予定件数の件数比率で受注(検索外注計画を策定)することとされていますが、本省令案による登録区分改正においては、技術的な関連性がない技術分野が同一の区分(例えば、旧区分24と旧区分25が統合された新区分24等)に改正されています。 この場合、これまでと同様に技術分野毎に発注予定件数の件数比率で受注することになると、旧区分の片方の区分しか受注していなかった登録調査機関にとっては、技術的な関連性のない技術分野の案件の調査業務を実施せざるを得なくなります。そうすると、現状の調査業務実施者では実質的に十分な品質の調査業務が実施できないために、新たに調査業務実施者を採用し、業務実施体制を整備するなどの必要があり、登録調査機関にとっては大きな負担となります。一方で、技術分野毎の発注予定件数の件数比率で受注する運用が廃止されると、登録調査機関間で受注案件に関して不公平が生じることになります。 登録区分改正に伴い、各区分における技術分野毎に発注予定件数の件数比率で受注する運用はどうなるのでしょうか。	ご意見を踏まえ、今後、具体的な運用を検討してまいります。 なお、技術的関連性も考慮した上で改正しましたので、新区分には一定の技術的な関連性があると考えております。	団体
11	○30年度公募において各登録調査機関の品質評価点を算出する際の公平性の確保について 評価点が平均して高いと考えられる旧区分(例えば旧区分24)のみを受注している機関の品質評価点は、評価点が平均して高い旧区分と低い旧区分(例えば旧区分24と25)を受注している機関の品質評価点よりも、両区分が統合された新区分において単純計算した場合に高くなると考えられ、後者に不利益が生じるものと思料いたします。30年度公募において新区分を単位とした品質評価点の算出の際には、平均評価点が高い旧区分のみを受注している機関と、平均評価点の高低にかかわらず複数の旧区分を受注している機関との間で、公平性を確保していただくようお願いいたします。	ご意見を踏まえ、今後、具体的な運用を検討してまいります。	団体

12	<p>○新区分に関する情報の早期提供について</p> <p>区分改正による新区分への移行に伴い、登録調査機関/特定登録調査機関では採用・業務計画の立案、及び業務実施体制の検討・整備等に相応の時間を要します。区分改正に伴う移行が円滑に行われるように、調査業務実施者の区分資格に対する措置等の新区分に関する情報をできる限り早期に登録調査機関/特定登録調査機関へご提供いただくようお願いいたします。</p>	可能な限り早期に情報を提供したいと考えております。	団体
13	<p>○新区分1の技術分野について</p> <p>旧区分3(材料分析)において、機械分析、化学分析と共に技術的なまとまりのある物理分析(物理的測定、光学的測定)を、新区分1(計測)へ移行することは、技術的なまとまりの観点から行わないほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>今般の省令改正は、現行の39の区分が、平成16年当時の特許庁の審査室体制に基づいて決定されたものであり、十数年間における各技術分野の出願傾向の変遷により、現在では区分ごとの件数規模のばらつきが拡大しているため、区分をより適切なものに改める改正です。</p> <p>技術の整理の仕方には、様々な考え方がありますが、ご意見を踏まえつつも、技術的関連性も考慮した上で検討した結果、意見募集の省令案から変更はいたしません。</p>	団体
14	<p>○新区分11の技術分野について</p> <p>下記の分野は、新区分11へ移動するのが適切と思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管・管路系(G181603) <p>管・管路系は流体機器設備ですので、新区分11の流体機械や流体制御と密接な関係があります。</p>	団体	
15	<p>○新区分12の技術分野について</p> <p>下記の分野を、新区分12へ移動するのが適切と思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計器板(G111609、3D344) <p>この分野は、計器やインストパネルに関するもので、これらは新区分12の車両基盤に含まれる、車両用電装品一般(B60R16/02,B60R11/02等)、内装品(B60R13)と密接に関係しています。</p>	団体	
16	<p>新区分12のハイブリッド電気車両に関して、下記の分野を、新区分11(または区分10、13)へ移動するのが適切と思われます。</p> <p>ハイブリッド電気車両(G121602、3D202)、車体構造(G121605)のうち、推進装置関係の下記の4テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3D235(車両の推進装置の配置・取付け) ・3D037(補機駆動、推進制御および安全装置) ・3D038(推進装置の冷却、吸排気、燃料タンクの配置) ・3G107(機械・装置等に特有でない一般的な支持体) <p>3D202(ハイブリッド電気車両)、3D235、3D037、3D038は、いずれもサブクラスB60Kに属し、車両の推進装置(エンジン、モータ等)の配置、異種機関の組み合わせ、推進装置の冷却・吸排気・燃料供給、補機駆動等であって、新区分11のエンジンと最も密接な関係があり、また、3G107は据え置き型エンジン・ポンプ等の原動機のベッド・フレーム等であって、やはり新区分11のエンジンや流体機械と密接な関係があります。更に、3D202(ハイブリッド電気車両)の制御関係は、B60W20/00等であり、新区分11の車両統合制御の一種と言えます。</p> <p>なお、3D202(ハイブリッド電気車両)は、車両の推進装置・駆動装置に関する①エンジン、②モータ&バッテリー、③伝動装置(変速機)の3要素からなりますので、関連の新区分10(電動車両)または③関連の新区分13(伝動装置)に移動することも考えられます。</p> <p>これについては今後の各区分の件数動向を考慮して検討されるべきかと思いますが、今後、電気自動車の伸びと変速機の減少が予測されることから、新区分13への移動がよいのではないのでしょうか。</p> <p>ここで、3D202が新区分10または13に移動することになったとしても、上記の4テーマ(3D235、3D037、3D038、3G107)はエンジン関係なので、新区分11に移動した方が望ましいものと思料します。</p> <p>また、3D235のうち、B60K1/00~1/04はモータ、バッテリーの配置で、主にEV(電気自動車)関係ですので、これだけを切り離して、新区分10の電動車両に付けることも考えられます。これに対し、上記各技術分野は、新区分12(運輸)の自動車関係の主な技術(車体構造、懸架、操向、乗員保護、装備品等)と直接的な関係はありません。</p>	団体	
17	<p>○新区分12の技術分野について</p> <p>「レスキュー(G121608)」について、内容は、「人命救助」と「消防」です。</p> <p>「人命救助」には、これまで呼吸マスク関係が多かったですが、その大部分を占めた「使い捨てマスク」が、A41D13/11(新区分16)に移りましたので、現在は「消防」関係が全体の2/3以上を占めるようになりました。</p> <p>「消防」関係は、スプリンクラー等が主で、「流体制御機器」の弁や流体回路と関係が深く、その担当者も「流体制御機器」の担当者が兼任しており、「流体制御機器」が旧区分12から新区分11に移動されるのに伴い、一緒に新区分11に移動することが望まれます。</p>	団体	
18	<p>○新区分19の技術分野について</p> <p>旧区分19の「チェック装置」が新区分17に移動するとなっておりますが、「チェック装置」に含まれている「衛生・介護」がその他の「シート・ベッド」等とはかなり異なる技術であり、新区分19の医療機器に移動した方が技術的にまとまりがよいと思います。</p>	団体	
19	<p>○新区分24の技術分野について</p> <p>旧区分24の技術分野は医薬、医薬品製剤、化粧品等、旧区分25の技術分野は、食品、微生物、遺伝子工学等ですが、両区分に技術的な関連性はなく、両区分を併合して新区分24とすることは適切ではないと思われます。</p>	団体	
20	<p>○新区分25の技術分野について</p> <p>旧区分15の「破碎」が、新区分25(有機化学)に移動するとなっておりますが、「破碎」は破碎装置関連の技術であり、有機化学とは技術的関連が全くありません。また、審査長単位・技術単位は4HVZのいずれでもなく、4Dが担当することとなっていますので、新区分26に移動させるのが適切と思われます。</p>	団体	
21	<p>新旧対照表条文・本則の1ページの「一」について： 区分の名称欄、技術の分野欄のすべての記載に傍線が引かれていますが、変更内容(区分の名称については、変更がないこと。技術の分野については、「流れ力の測定」、「物理的測定」、「光学的測定」を追加し、「電気の測定」を「電気測定」に変更すること)が一読で理解できるように、傍線を引くのは変更箇所に限ったほうが適当だと思います。「二」以降についても同様。</p> <p>新旧対照表条文・本則の5ページの「三十」、7ページの「四十」について： 傍線部分の記載が改正案と現行で同一ですが、変更内容の記載が洩れているのでは？(新旧対照表・様式の2ページの「第30項」についても同様)</p>	今回の省令改正は、別表を全部改めましたので、新旧対照表・本則において、別表内の字句全てに傍線を引いております。なお、ご指摘のような記載漏れは、ありません。	個人
22	<p>新旧対照表・様式について：新旧対象条文・本則と同様に、傍線部分は改正部分である旨の記載が必要であると思います。</p>	ご意見を踏まえ、新旧対照表・様式において、「(傍線部分は改正部分)」の記載を加えるよう修正いたします。	個人